

## 中国最新法令 < 速報 >

※月2回発行

2022年3月25日号 (No.372)

### I. 重要法令等の解説

1. 「『民法典』総則編適用の若干問題に関する解釈」
2. 「市場主体登記管理条例实施细则」

### II. 注目法令等の紹介

1. 「ネットワーク消費紛争事件の審理における法律適用若干問題に関する規定（一）」
2. 「労働人事紛争に係る仲裁と訴訟との連携に関する問題についての意見（一）」

### III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：石本 茂彦

## I. 重要法令等の解説

### 1. 「『民法典』総則編適用の若干問題に関する解釈」

（原文「关于适用《中华人民共和国民法典》总则编若干问题的解释」）

最高人民法院 2022年2月24日公布、2022年3月1日施行

執筆担当：戴 楽天、塩崎 耕平、井村 俊介

「民法典<sup>1</sup>」が2021年1月1日に施行されたことをうけ、最高人民法院は、民法典総則編の条文の解釈及びその裁判基準の統一などのため、「『民法典』総則編適用の若干問題に関する解釈」（以下「本解釈」という。）を公布した。

本解釈は、①一般規定、②民事権利能力及び民事行為能力、③後見、④失踪宣告及び死亡宣告、⑤民事法律行為、⑥代理、⑦民事責任、⑧訴訟時効、⑨附則という9部分から構成される。本解釈の内容は多岐にわたる。

以下では、権利濫用の判断要素および法的効力、書面や口頭ではない「行為」の方式での意思表示による民事法律行為の成立等、実務上重要と思われる内容を中心に取り上げる。

#### (1) 権利濫用（判断要素、効力等）

「民法典」132条<sup>2</sup>において、民事権利の濫用禁止の原則が規定されているが、権利の濫用の判断基準については規定されていない。本解釈によれば、人民法院は、

<sup>1</sup> 本ニュースレターNo.329（2020年6月5日発行）をご参照。

<sup>2</sup> 「民法典」132条は、「民事主体は、民事権利を濫用して国の利益、社会の公共の利益又は他人の合法的權益を損なってはならない。」と規定している。

## 中国最新法令〈速報〉

民事権利の濫用について、権利行使の対象、目的、時間、方法、及び当事者にもたらされる利益の不均衡の程度等の要素に基づき認定することができ、行為者が国の利益、社会公共の利益、他人の合法的權益を損なうことを主な目的として民事権利を行使する場合、民事権利の濫用に該当するとされている（3条1項、2項）。そして、民事権利の濫用に該当する場合には、当該濫用行為に法的効力が生じないことも示された（3条3項）。

**(2) 民事法律行為（「行為」による意思表示、重大な誤解・詐欺・脅迫等）**

本解釈は、民事法律行為の成立の認定や、重大な誤解、詐欺行為、脅迫行為の認定について以下のとおり詳細に規定している。このうち、重大な誤解、詐欺行為、脅迫行為の認定については、従前、「民法通則」に関する司法解釈<sup>3</sup>においても規定されていたが、本解釈は、当該司法解釈を元に修正を加えたものとなっている。

まず、民事法律行為の成立の認定について、当事者が書面又は口頭の形式では意思表示をしていないものの、当事者の行為自体によって既に相応の意思表示が行われており、かつそれが民事法律行為の成立条件に合致している場合、人民法院は「民法典」135条<sup>4</sup>に定める「その他の形式」による民事法律行為であると認定できることが示された（18条）。

次に、重大な誤解の認定について、行為者が行為の性質、相手方又は対象物の種類、品質、規格、価格、数量等を誤認し、通常理解に照らして、当該誤認がなければ行為者が相応の意思表示を行わなかったであろう場合には、人民法院は「民法典」147条<sup>5</sup>に定める重大な誤解であると認定できることとされた（19条1項）。また、行為者がその意思表示に第三者による伝達の錯誤があったことを理由に民事法律行為の取消を請求する場合には、人民法院は重大な誤解に基づき当該請求を支持すべきであるとされた（20条）。

そして、詐欺行為の認定については、故意に虚偽の状況を告知し、又は告知義務を負う者が故意に真実の状況を隠し、当事者に対して誤認に基づいて意思表示をさせた場合には、人民法院は「民法典」148条<sup>6</sup>、149条<sup>7</sup>に定める詐欺と認定することができることも示された（21条）。

さらに、脅迫行為について、自然人及びその近親者等の人身権、財産権及びその

<sup>3</sup> 「『民法通則』の全面的執行過程における若干の問題に関する意見（試行）」（1988年4月2日施行、2021年1月1日廃止）。同規定は、「民法典」が施行される以前に施行され、「民法典」の施行とともに廃止された。

<sup>4</sup> 民法典135条は、「民事法律行為は、書面の形式、口頭の形式又はその他の形式をとることができる。法律、行政法規の規定又は当事者の約定により特定の形式をとることが定められている場合は、特定の形式をとらなければならない。」と規定している。

<sup>5</sup> 民法典147条は、「重大な誤解に基づき行われた民事法律行為については、行為者は人民法院又は仲裁機関に対し取消を請求する権利を有する。」と規定している。

<sup>6</sup> 民法典148条は、「一方が詐欺の手段によって相手方に真意に反する状況において行わせた民事法律行為については、被詐欺者は人民法院又は仲裁機関に対し取消を請求する権利を有する。」と規定している。

<sup>7</sup> 民法典149条は、「第三者が詐欺行為を行い、一方に真意に反する状況において行わせた民事法律行為については、相手方が当該詐欺行為を知り、又は知ることができたときは、被詐欺者は人民法院又は仲裁機関に対し取消を請求する権利を有する。」と規定している。

## 中国最新法令〈速報〉

他の合法的權益に損害をもたらすこと、又は法人、非法人組織の名誉、榮譽、財産權益等に損害をもたらすことをもって脅迫し、その恐怖心に基づく意思表示を迫った場合には、人民法院は「民法典」150条<sup>8</sup>に定める脅迫と認定できることとされた(22条)。

### (3) 表見代理

本解釈によれば、①代理権の外観が存在すること、及び②相手方が行為者の行為時に代理権を有しないことを知らず、かつ過失もないという要件に同時に合致する場合、人民法院は、「民法典」172条<sup>9</sup>に定める「相手方は行為者が代理権を有すると信じる理由がある」と認定することができる(28条1項)。

また、表見代理への該当性が争われた場合の各要件の立証責任の分担について、本解釈は、上記①の代理権の外観が存在することについては相手方に立証責任を負わせ、相手方が上記の②に定める要件に合致しないことについては、被代理人に立証責任を負わせた(28条2項)。

### (4) 正当防衛と緊急避難(定義、過剰防衛等)責任

本解釈は、正当防衛及び緊急避難の定義と法的責任を詳しく規定している。

まず、正当防衛の定義について、本解釈は刑法20条の規定を参考に、「国の利益、社会公共の利益、本人又は他人の人身、財産及びその他の合法的權益について、現に行われている不法な侵害を避けるために侵害者に対してとった不法侵害制止行為」と定義している(30条)。また、正当防衛が必要な限度を超えたかについては、人民法院が不法侵害の性質、手段、強度、危害の程度及び防衛のタイミング、手段、強度、損害の結果等の要素を総合的に判断することとした。そして、正当防衛が必要な限度を超えた場合、正当防衛者が生じさせるべきではなかった損害の範囲内で責任の一部を負うことが規定された(31条)。

次に、緊急避難の定義について、本解釈は刑法21条の規定を参考に、「国の利益、社会公共の利益、本人又は他人の人身、財産及びその他の合法的權益について、現に発生している急迫の危険を避けるため、やむを得ずとった緊急避難行為」と定義している(32条)。緊急避難のために講じた措置が妥当であるか及び必要な限度を超えたかについては、人民法院が危険の性質、緊急の程度、緊急避難行為が保護する權益及び生じた損害の結果等の要素を総合的に判断して決められることとされた。そして、緊急避難のために講じた措置が妥当でない場合、又は必要な限度を超えた場合、緊急避難者の過失の程度、避難措置と生じさせるべきではなかった損害との間の因果関係の強さ、緊急避難者が受益者であるかどうか等の要素に基づ

<sup>8</sup> 民法典 150 条は、「一方又は第三者が脅迫の手段によって相手方に真意に反する状況において行われた民事法律行為については、脅迫を受けた者は人民法院又は仲裁機関に対し取消を請求する権利を有する。」と規定している。

<sup>9</sup> 民法典 172 条は、「行為者が代理権を有せずに、代理権を超えて、又は代理権が終了した後に、依然として代理行為を行った場合において、相手方が、行為者が代理権を有すると信じるにつき理由があるときは、代理行為は有効とする。」と規定している。

## 中国最新法令〈速報〉

き、緊急避難者が生じさせるべきではなかった損害の範囲内で対応の責任を負うとした（33条）。

### (5) その他

上記の他、本解釈は、慣習の適用、民事権利能力及び民事行為能力、後見、失踪宣告及び死亡宣告、訴訟時効についても規定している。

(全 39 条)

## 2. 「市場主体登記管理条例実施細則」

(原文「市场主体登記管理条例实施细则」)

国家市場監督管理総局令第 52 号

国家市場監督管理総局 2022 年 3 月 1 日公布、同日施行

執筆担当：李 昕陽、福島 翔平、鈴木 幹太

2021 年 7 月 27 日、国務院は「市場主体登記管理条例」<sup>10</sup>（以下「管理条例」という。）を公布し、各市場主体<sup>11</sup>の登記規則を統合して手続の不統一を解消するとともに、休業制度の導入や簡易手続による抹消登記制度の明確化等を行った。

これを踏まえて、国家市場監督管理局は、「市場主体登記管理条例実施細則」（以下「本細則」という。）を公布した<sup>12</sup>。本細則では、管理条例で規定されている登記事項や登記手続等をより具体的に規定しており、また、休業制度や簡易手続による抹消登記制度の運用に向けて必要な事項を補完的に規定している。

### (1) 登記事項及び手続の明確化

管理条例においては、各市場主体に共通する一般的登記事項及び届出事項を列記したうえで、個別の市場主体ごとに必要な事項を別途規定している（管理条例 8 条、9 条）。本細則では、各市場主体の形態に応じて個別に登記事項及び届出事項を規定しており（6 条、7 条）、各市場主体の登記事項及び届出事項はより理解しやすくなった。例えば、市場主体のうち会社の場合、登記事項及び届出事項は下記のとおり規定されている。

<sup>10</sup> [本ニュースレターNo.360（2021年10月1日発行）](#)をご参照ください。

<sup>11</sup> 管理条例 2 条によれば、市場主体とは、中国において営利を目的として経営活動に従事する自然人、法人及び非法人組織をいい、①会社、非会社企業法人及びその支店等、②個人独資企業、パートナーシップ企業及びその支店等、③農民專業合作社（聯合社）及びその支店等、④個人商工業者、⑤外国会社の支店等、⑥法律、行政法規に定めるその他の市場主体が含まれる。

<sup>12</sup> 本細則の施行により、「企業法人登記管理条例施行細則」、「個人独資企業登記管理規則」、「個人商工業者登記管理規則」、「会社登録資本登記管理規定」、「企業經營範圍登記管理規定」は同時に廃止した（82 条）。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

登記事項（会社の場合）	届出事項（会社の場合）
名称、種類、経営範囲、住所、登録資本、法定代表者の名称、有限責任会社の株主又は株式会社発起人の氏名又は名称	定款、経営期限、有限責任会社株主又は株式会社発起人が引き受けた出資額、董事、監事、高級管理職、登記連絡担当者、外商投資会社の法律文書送達受取人、受益所有者の関連情報 <sup>13</sup>

また、登記申請者は、登記申請資料に署名又は押印を行う必要があるところ、当局が認める電子署名ツールを使用することにより、電子署名が可能とされた(15条)

外商投資企業との関係では、これまでの実務上の運用が明文化された。すなわち、登録資本金は人民元に限らず、自由に兌換できる通貨によって表示することができること(13条2項)、外国投資者の主体資格に関する文書又は自然人身分証明書は所在国の公証機関の公証を経たうえで、当該国にある中国大使(領事)館の認証を経なければならないこと(24条1項)が明記された。

## (2) 市場主体の休業制度及び簡易抹消登記制度

市場主体の休業制度、簡易抹消登記制度については実際の運用を見据え補完的な内容が規定された。

### ア 市場主体の休業について

管理条例30条では、自然災害、事故災難、公共衛生事件、社会安全事件等の原因により経営が困難となった場合には、市場主体は、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示したうえで、自らの意思により3年を超えない期間、休業することができることと規定されている。

本細則では、①休業している市場主体においても、年度報告書を公示する必要があること(63条3項)、②市場主体が休業届出を行った後、経営活動の再開を決定し、又はすでに経営活動を行っている場合、30日以内に休業終了を公示しなければならないこと(42条1項)、③休業期間が満了した場合、又は休業期間が累計で3年間となった場合、営業再開とみなし、仮に経営を再開しない旨決定した場合は遅滞なく抹消登記手続を行わなければならないこと(42条3項)を規定している。

市場主体の休業制度を利用した場合でも、上記①等のコストがかかる点については留意が必要である。また、本細則においては、経営困難の認定要素や企業休業中

<sup>13</sup> 本細則7条3項によれば、受益所有者の情報管理制度は中国人民銀行が国家市場監督管理総局とともに別途制定するとされている。なお、2021年12月27日に公布された「市場主体受益所有者情報管理暫定規則(意見募集稿)」6条は、①直接的又は間接的に会社又はパートナーシップ企業の25%以上の持分、株式又はパートナーシップ権益を保有する自然人、②①に該当しないものの、単独又は共同で会社、パートナーシップ企業を実質的に支配する自然人、③直接的又は間接的に市場主体の収益の25%以上を享有する自然人を受益所有者と定義している。また、上記の3つに該当する状況が存在しない場合、会社、パートナーシップ企業の日常経営管理の責任を負う人員(会社の法定代表者、パートナーシップ企業の執行パートナーシップの事務を担う自然人等)を受益所有者と定義している。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

の労働関係の処理等について明確に定められておらず、今後の動向に注目する必要がある。

### イ 簡易抹消登記について

管理条例 33 条では、従業員の賃金や社会保険料等を含め債権債務の清算が完了している場合、市場主体は、出資者全員が書面により清算完了の真実性について法的責任を負うことを誓約し、かつ原則として 20 日間の公示を行うことにより、簡易な手続で抹消登記をすることができると規定されている。

この点、本細則では、簡易抹消手続を利用できない場合を明確に規定しており、具体的には、経営異常名簿又は重大違法信用失墜名簿に記載されている場合、持分が凍結されている場合、訴訟又は仲裁手続に関与している場合等においては、簡易抹消手続を申請できないとされている（48 条）。

（全 82 条）

## II. 注目法令等の紹介

### 1. 「ネットワーク消費紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」

（原文「关于审理网络消费纠纷案件适用法律若干问题的规定（一）」）

中国人民銀行 2022 年 3 月 2 日公布、2022 年 3 月 15 日施行

執筆担当：孟 立恵、宇賀神 崇

「ネットワーク消費紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」（以下「本解釈」という。）は、近時頻繁に発生するネットワーク消費紛争事件を背景に、消費者の正当な権利と利益を保護するために制定されたものであり、要点は以下のとおりである。

#### （1）消費者に不公平不合理な定型約款の無効

電子商取引事業者が提供する定型約款で、消費者の権利を排除・制限し、電子商取引事業者の責任を軽減・免除し、又は消費者の責任を加重するなど、消費者にとって不公平かつ不合理な内容を持つものは、無効となる（1 条）。無効となる例として、以下が挙げられる。

①	荷受人が商品に署名受領した場合、商品の品質が契約に適合しているとみなす旨の内容
②	電子商取引プラットフォーム事業者が法により負うべき責任の一切は、プラットフォーム内の事業者が負担する旨の内容
③	電子商取引事業者が一方的又は最終的解釈権を有する旨の内容
④	消費者の法による苦情、通報、調停申立て、仲裁申請、又は訴訟提起の権利を排除又は

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

## 制限する旨の内容

**(2) プラットフォーム事業者の責任の強化**

電子商取引プラットフォーム事業者は、①自ら営業することを示して、若しくは示さなくとも自ら営業して、商品を販売しサービスを提供することで消費者に損害を与えた場合、又は、②自ら営業していなくとも、標示などにより消費者をして自ら営業しているものと信じさせた場合、商品販売・役務提供者の責任を負う（4条）。

このほか、インターネットライブ放送で商品を購入したことで消費者が損害を受けた場合に、販売事業者のみならず、ライブ放送の運営者のほか、プラットフォーム事業者が責任を負う場合を明確化する規定（11～17条）、インターネット飲食サービスプラットフォーム事業者が消費者に対し責任を負う要件を明確化する規定（18条）も設けられた。

**(3) その他**

このほか、7日間のクーリングオフ制度（消費者権益保護法 25条）を強化する規定（2～3条）が設けられた。インターネット上の店舗の譲渡人の責任（6条）、中古商品販売者の責任（7条）、無償賞品による損害賠償責任（8条）、架空取引等による虚偽宣伝を行う契約の無効化（9条）、法定水準より高い約定賠償基準の支持（10条）など、事業者の責任を強化する規定も設けられた。

（全 20 条）

**2. 「労働人事紛争に係る仲裁と訴訟との連携に関する問題についての意見（一）」**

（原文「关于劳动人事争议仲裁与诉讼衔接有关问题的意见（一）」）

人社部發【2022】9号

人力資源及び社会保障部、最高人民法院 2022年2月21日公布、同日施行

執筆担当：姚 珊、水本 真矢、五十嵐 充

中国では、労働紛争の解決について、原則として訴訟提起の前に労働仲裁を経る必要がある。しかし、労働紛争案件としての受理の扱いや法適用について労働仲裁と人民法院の判断の不一致等が指摘されていた。そこで「労働人事紛争に係る仲裁及び訴訟の整合性に関する問題についての意見（一）」（以下「本意見」という）は、労働仲裁と訴訟の手続き上の連携や労働仲裁と訴訟の法適用の統一等について規定することで、労働紛争処理制度の整備を図ろうとしている。

本意見は、労働紛争案件としての受理範囲や受理手続きについて定めている。例えば、係争金額が現地の月の最低賃金基準の12か月分を超えない紛争のうち仲裁判断が最終的な判断となる紛争の範囲をさらに明確にし（10条）、同時に、労働者の権益

## 中国最新法令 < 速報 >

を保護するため、労働関係の有無にかかわる事項は、仲裁判断が最終的な判断にならないとしている（11条）。

また、本意見は、仲裁と訴訟との連携に関して、仲裁段階で採用された証拠や裁決事項の訴訟における扱い等を定めている。例えば、仲裁段階で採用された証拠は、訴訟においても質疑を経た証拠とみなし（6条）、当事者が異議を述べなかった仲裁判断は訴訟の判決主文でも確認する（15条）等としている。

さらに、本意見では、労働者の不誠実な対応により労働契約が解除された場合の経済補償金支払いの要否等について、労働仲裁及び訴訟の双方に適用される統一的な解釈基準が示されている（19条、20条、21条）。

（全21条）

### Ⅲ. その他の法令等一覧

2022年3月9日から2022年3月22日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）

1. 「『最高人民法院による不法資金収集刑事事件の審理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈』の改正に関する決定」  
（原文：关于修改《最高人民法院关于审理非法集资刑事案件具体应用法律若干问题的解释》的决定）  
（最高人民法院、2022年2月23日公布、2022年3月1日施行）
2. 「内地とマカオ特別行政区の仲裁手続における相互協力による保全に関する協定」  
（原文：关于内地与澳门特别行政区就仲裁程序相互协助保全的安排）  
（最高人民法院、2022年2月24日公布、2022年3月25日施行）
3. 「薬品安全危害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」  
（原文：关于办理危害药品安全刑事案件适用法律若干问题的解释）  
（最高人民法院、最高人民检察院、2022年3月3日公布、2022年3月6日施行）
4. 「人民法院オンライン運用規則」  
（原文：人民法院在线运行规则）  
（最高人民法院、2022年1月26日公布、2022年3月1日施行）
5. 「社会保険基金行政監督規則」  
（原文：社会保险基金行政监督办法）  
（人的資源社会保障部、2022年2月9日公布、2022年3月18日施行）
6. 「『市場主体登記文書規範』、『市場主体登記資料提出規範』の印刷配布に関する通知」  
（原文：关于印发《市场主体登记文书规范》《市场主体登记提交材料规范》的通知）  
（国家市場監督管理総局、2022年2月28日公布、同日施行）
7. 「外商投資企業登記管理授權規則」  
（原文：外商投资企业授权登记管理办法）  
（国家市場監督管理総局、2022年3月1日公布、2022年4月1日施行）



## 中国最新法令 < 速報 >

8. 「ネットワーク文化市場法執行業務手引き（意見募集稿）」  
（原文：网络文化市场执法工作指引（征求意见稿）  
（文化観光部、2022年2月25日公表、意見募集期限2022年3月7日）
9. 「インターネットポップアップ情報プッシュ配信サービス管理規定（意見募集稿）」  
（原文：互联网弹窗信息推送服务管理规定（征求意见稿）  
（国家インターネット情報弁公室、2022年3月2日公表、意見募集期限2022年3月17日）

### セミナー情報

- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』  
開催日時 2022年5月31日（火）13:30～16:30  
講師 五十嵐 充、宇賀神 崇  
主催 株式会社経営調査研究会

### 文献情報

- 論文 「2022年企業法務の展望 第3回 海外個人情報保護規制への対応 2022 GDPR、中国個人情報保護法、CPRA等の法改正動向と実務のトレンド」  
掲載先 BUSINESS LAWYERS  
著者 田中 浩之

### NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**  
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

## 中国最新法令 < 速報 >

### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、  
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、  
福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、  
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚  
吉佳宜、戴樂天、姚珊、沈暘、崔俊、華花、柴巍、吳馳、張雪駿、孟立恵、胡勤芳、  
高玉婷、張超、李昕陽、崔北媿、金春賢

### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)  
03-6212-8330  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)